

# 国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会 報告書(平成30年10月22日) 概要

## 厚生労働省(職業安定局)に対する調査結果

### ○国の行政機関における障害者雇用の実態に対する関心の低さ

民間事業主に対する指導に重点が置かれ、国の行政機関で適切に対象障害者が雇用されているかの実態把握の努力をしなかった。

### ○制度改正等を踏まえた障害者の範囲や確認方法等についての対応の不手際

#### ・平成17年のガイドライン発出時における対応の問題

民間事業主向けのガイドラインを、制度の異なる国の行政機関向けに所要の手直しを行うことなく、そのまま送付していた。

#### ・毎年の通報依頼発出時における対応の問題

「原則として」身体障害者手帳により確認と記載するのみで、例外について具体的な記載がないなど不明確な内容の通知を発出し続けた。

#### ・確認資料の保存及び引継ぎに対する指導の欠如

民間事業主には省令に基づく保存義務が明確であったが、国の行政機関には指導しなかった。

#### ・平成26年の独法の虚偽報告事案発生時における対応の問題

独法における障害者雇用状況の虚偽報告事案は、現時点から振り返ると、国の行政機関の実態を確認すべき重要な機会であった。

## 検証結果

- 民間事業主に率先して障害者雇用に積極的に取り組むべきことは当然の責務であるにもかかわらず、多くの国の機関で障害者雇用を促進する姿勢に欠け、相当数の対象障害者の不適切計上があったことは極めてゆゆしき事態。
- 厚生労働省(職業安定局)側と各行政機関側の問題があいまって、大規模な不適切計上が長年にわたって継続するに至ったものと言わざるを得ない。

## 各行政機関に対する調査結果

### ○対象障害者の計上方法についての正しい理解の欠如

一部適切に対応していた機関もあったが、正しい理解に努める姿勢に欠け、障害者の範囲や確認方法を恣意的に解釈していた。

- [例] ・身体障害者は「原則として」障害者手帳により確認することとされているが、例外を厚労省に確認することなく解釈
- ・精神障害者は精神保健福祉手帳を有する者に限る旨、法律上も厚労省からの依頼通知上も明記しているが、手帳によらずに計上

### ○対象障害者の杜撰な計上

独自の実務慣行を安易な前例踏襲により引き継いでいた。

- [例] ・視覚障害を矯正視力ではなく、健康診断結果等の裸眼視力で判断
- ・人事記録等の病名等のみで内部機能障害として計上
- ・精神障害を自己申告に基づく人事記録等で主観的に判断

### (不適切計上の方法に特異性が認められる国の行政機関)

- ・うつ病等の精神疾患等を内部機能障害として多数計上(国税庁)
- ・退職した職員を長年にわたり漫然と多数計上(国交省)
- ・雇用率算定の除外職員(刑務官等)を多数計上(法務省)
- ・特定の障害種別を多数計上

(視覚障害:総務省・環境省・特許庁・農水省、精神障害:外務省)

### ○障害者雇用促進法の理念に対する意識の低さ

組織として障害者雇用に対する意識が低く、ガバナンスが著しく欠如。担当者が法定雇用率を達成させようとするあまり、恣意的に解釈された基準により、例えば既存職員の中から対象障害者として選定する等の不適切な実務慣行を継続させてきた。これを放置し継続させてきたことが今般の事案の基本的な構図との心証を強く形成。

## (参考1) 検証委員会における調査方法の概要

### 調査対象

国の行政機関（33の行政機関）＊立法機関・司法機関は対象外  
厚生労働省（職業安定局）

### 調査方法

#### 各行政機関調査

##### 再点検により減少した通報対象職員に関する個別調査（全数(3,700人)調査）

- 平成29年通報時の整理（平成29年6月時点でどの障害者区分に該当していると通報していたか。）
- 平成30年再点検を行った後の整理（障害者区分の判断や手帳所持の状況等）
- 平成29年通報時の対象障害者の判断方法（障害者手帳等による確認の有無、判断に用いた資料等）等

##### 人事担当部局に対する調査

- 障害者雇用促進制度や対象障害者の範囲、障害者の把握・確認ガイドライン等についての認識
- 国の行政機関内部における周知方法
- いつから平成29年通報時の取扱いが行われていたのか
- 厚生労働省による通報依頼や制度の周知等の対応等



これら書面調査に加え、全ての調査対象機関にヒアリング調査を実施（延べ7日間、合計約35時間）

#### 厚生労働省（職業安定局）調査

- 制度等の変遷に伴い、厚生労働省（職業安定局）が各省庁に対して行ってきた説明内容等について省内の保存文書及び関係者の聞き取りによる事実関係の調査を行い、本検証委員会に報告。



調査結果を踏まえ、さらに検証委員会で2回にわたりヒアリング調査を実施

調査に当たっては、適切な協力をいただけない場合には職務命令違反となることを事務連絡によって周知。

9月13日から28日まで直接情報収集するための専用窓口を設置。14件の通報（メール）が寄せられ、検証に活用。

## (参考2) 検証委員会について

### 【趣旨】

「公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議」において検討することとされている今般の事態の検証を進めるため、「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」の下に、「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」を設置する。

### 【構成員】

松井 厣	弁護士、元福岡高検検事長
今野 浩一郎	学習院大学名誉教授、元労働政策審議会障害者雇用分科会会长
福井 良次	一般財団法人行政管理研究センター参与、元総務省行政評価局長、総務審議官
渕上 玲子	弁護士、前東京弁護士会会长
村瀬 均	中央大学大学院法務研究科教授、元東京高裁部総括判事

(　は委員長、敬称略)

### 【事務局】

検証委員会の事務局は、内閣官房と厚生労働省が共同で行う。

## (参考3) 検証委員会の開催経緯

平成30年 9月11日	第1回委員会(議事運営の方法・検証について)
9月25日	第2回委員会(今般の事案に関する検証について)
10月10日	第3回委員会(報告書案)
10月17日(最終回)	第4回委員会(報告書案)